

審査基準・標準処理期間

所属名	農林水産部森の保全推進課保全指導・保安林係 農林水産部経営支援・担い手育成課農地活用係
内線番号	5030 4902

No.	項目	内容
①	処分名	特定盛土等に関する工事の検査済証の交付 (知事の許可を受けて行われる工事に係るものに限る。)
②	法令名	宅地造成及び特定盛土等規制法
③	法令番号	昭和36年法律第191号
④	根拠条項	第36条第2項
⑤	処分権者	知事
⑥	法令の定め	第36条第1項 特定盛土等に関する工事について第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第31条第1項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。 第36条第2項 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第31条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第30条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。
⑦	審査基準	・宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則(昭和39年京都府規則第25号) ・盛土規制法に基づく申請等マニュアル(令和7年5月1日) https://www.pref.kyoto.jp/morido/yoshiki.html
⑧	経由機関名	各広域振興局長
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	農林水産部森の保全推進課保全指導・保安林係 (電話)075-414-5030 農林水産部経営支援・担い手育成課農地活用係 (電話)075-414-4902
⑬	備考	

審査基準・標準処理期間

所属名	農林水産部森の保全推進課保全指導・保安林係 農林水産部経営支援・担い手育成課農地活用係
内線番号	5030 4902

No.	項目	内容
①	処分名	特定盛土等に関する工事の検査済証の交付 (各広域振興局長の許可を受けて行われる工事に係るものに限る。)
②	法令名	宅地造成及び特定盛土等規制法
③	法令番号	昭和36年法律第191号
④	根拠条項	第36条第2項
⑤	処分権者	知事(委任先:各広域振興局長)
⑥	法令の定め	第36条第1項 特定盛土等に関する工事について第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第31条第1項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。 第36条第2項 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第31条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第30条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。
⑦	審査基準	・宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則(昭和39年京都府規則第25号) ・盛土規制法に基づく申請等マニュアル(令和7年5月1日) https://www.pref.kyoto.jp/morido/yoshiki.html
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	農林水産部森の保全推進課保全指導・保安林係 (電話)075-414-5030 農林水産部経営支援・担い手育成課農地活用係 (電話)075-414-4902
⑬	備考	